

介護保険事業者における事故報告ガイドライン

○ 介護保険事業者における事故報告について

介護保険事業者は、サービスの提供によって事故が発生した場合は、下記の事項を遵守し、事故の再発防止と適切な対応が求められている。

- ① サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに坂東市、当該利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
※サービス提供には、通所サービス等の送迎・施設入所者の通院中に重大な事故が発生した場合も含まれるものとする。
- ② 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。
- ③ 利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

1 報告を要する事故等

介護保険事業者は、次の(1)～(4)に該当する事故等が発生した場合、坂東市等へ報告をする。

項目	対象事例
(1)サービスの提供中に発生した重症又は死亡事故	ア 従事者等の故意又は過失の有無に拘わらず、外部の医療機関で治療を受けた場合（施設内の同程度の治療を含む。） ※擦過傷や打撲など比較的軽易なケガは除くが、対応に問題があった場合等は所属長の判断で報告するもの イ ケガにより利用者とトラブルが発生することが予測される場合及び利用者に見舞金や賠償金を支払う場合 ウ 利用者が病気等により死亡した場合であっても後日トラブルが生じる可能性が認められるものは報告をするもの
(2)食中毒及び感染症等の発生	法令により保健所等へ通報が義務付けられている事由の事故
(3)職員（従業員）の法令違反・不祥事件等	利用者の処遇に影響があるもの （例／利用者からの預り金の横領等）
(4)その他、報告が必要と認められる事故	例／利用者等の保有する財産を滅失させた等

2 報告する項目

- (1) 事故状況（事故状況・怪我の程度、死亡に至った場合の死亡年月日）
- (2) 事業所の概要（法人名、事業所名、サービス種別、所在地など）
- (3) 対象者（氏名・年齢・性別、サービス提供開始日、身体状況など）
- (4) 事故の概要（発生日時、発生場所、事故の種別、発生時状況、事故内容の詳細など）
- (5) 事故発生時の対応（発生時の対応、受診方法、受診先、診断内容など）
- (6) 事故発生後の状況（利用者の状況、家族等への報告、連絡した関係機関など）
- (7) 事故の原因分析
- (8) 再発防止策
- (9) その他（特記すべき事項）

3 報告の手順

- (1) 介護保険事業者は、1 で定める事故等が発生した場合、利用者の家族等への連絡、その他必要な措置が終了した後、速やかに坂東市へ報告（第1報）をする。

※第1報は、「2 報告する項目」の(1)から(6)までの項目について可能な限り記載し、事故発生後遅くとも5日以内を目安に提出すること。

- (2) 介護保険事業者は、事故処理がすべて完了した時点で、最終の事故報告書（別記様式第1号）を提出する。

なお、事故処理が長期化する場合には、適宜途中経過を報告し、必要に応じて中間報告を提出するものとする。

4 報告先

坂東市への報告先は、下記のとおりとする。

また、受傷した被保険者が坂東市以外の保険者であるときは、当該保険者にも併せて報告すること。

なお、報告の際は、利用者の個人情報も含まれるため、その取扱いには、十分注意をすること。

報告先：〒306 - 0692 茨城県坂東市岩井 4365 番地
坂東市保健福祉部介護福祉課介護保険係
電 話 0297-21-2193
ファックス 0297-21-2210
メールアドレス kaigo@city.bando.ibaraki.jp